

入 札 公 告

郵送 条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第19条の規定に基づき公告する。

令和7年4月16日

酒田市長 矢 口 明 子

記

1. 入札に付する事項

- | | |
|----------|--|
| (1) 件名 | 遊心の森維持管理業務委託 |
| (2) 履行場所 | 酒田市飯森山三丁目地内ほか |
| (3) 内容 | 別添仕様書等による |
| (4) 委託期間 | 契約の日から令和8年3月19日まで |
| (5) 入札方法 | 総価により行う。
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。 |

2. 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(1)の説明⇒法的な禁止措置を受けていないものをいう。

- (2) 酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(2)の説明⇒入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日）から入札日までの期間中のいずれの日においても指名停止を受けていないことをいう。

- (3) 本公告日の前日までに、酒田市契約規則（平成17年11月1日規則第58号）第27条第3項に規定する競争入札参加者登録簿において、【役務】の【業種No.106（樹木等の管理）細目No.1（樹木等の管理）】に搭載されていること。

(3)の説明⇒令和7・8年度酒田市競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出する際に、希望する業種に上記の業種を希望し、その内容が、本告示日の前日までに令和7・8年度の指名競争入札参加者登録簿に登載されていることをいう。

- (4) 本告示日から入札参加資格確認申請書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）参照）

- (5) 酒田市内に本社を有すること。

(5)の説明⇒本社に関しては、酒田市内に本社を有することが、本告示日の前日までに令和7・8年度の指名競争入札参加者登録簿に登載されていることをいう。

3. 入札参加資格確認申請

- ①入札に参加を希望する者は、申請書類を下記のとおり郵送し、入札参加資格確認の審査を受けなければならない（**FAX不可**）。
②返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼る）を同封すること。
③ただし、市内に本社・営業所等を有する者に限り、申請場所への持参を可とする。
④入札参加資格の審査は、申請書の提出期限日を基準日とする。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 申請期間 | 令和7年4月16日（水）から 令和7年4月23日（水）正午まで（必着）
（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。ただし、申請最終日は正午まで。） |
| (2) 申請場所 | 酒田市総務部契約検査課（市役所2階）
酒田市本町二丁目2番45号（電話 0234-26-5708） |
| (3) 申請書及び
添付書類 | ① 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1号）
② 同上申請書の写し（受領証用） |

(4) 留意事項

- ※ 申請期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- ※ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- ※ 本告示で指定された期日までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は本入札に参加することができない。
- ※ 入札参加資格が無いと認められた者は、任意の書面により契約検査課長に対してその理由の説明を通知日の翌日（土日祝日を除く）の正午までに書面により求めることができる。（郵送及びFAX不可。）この場合、説明を求めた者に対して2日以内（土日祝日を除く）に書面により回答する。

(1) 閲覧期間 令和7年4月16日(水)から 令和7年5月7日(水)正午まで
(2) 閲覧場所 上記申請場所で『電子データによる閲覧・貸出』
(土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。)

(1) 質問方法 本入札に参加しようとする者が仕様書に関し質問がある場合は、契約検査課に「質問書」(別紙様式4号)によりFAXで 令和7年4月22日(火)正午まで提出すること(TEL不可)

(2) 回答方法 (1)による質問に対する回答は、質問者及び入札参加資格確認申請者全員にFAXにより行う。

(5) 担当部局等

① 契約に関する事務を担当する部局
酒田市総務部契約検査課（市役所2階）
酒田市本町二丁目2番45号（電話0234-26-5708）
（FAX0234-26-5738）

② 仕様書に関する事務を担当する部局
酒田市建設部整備課（市役所5階）
酒田市本町二丁目2番45号（電話0234-26-5745）
（FAX0234-26-7364）